

「介護サービス情報公表」指定調査機関申請に係る質問・回答

番号	質問内容	回答
1	業務実績及び事業計画書(第4号様式)の「4 調査事務の実施の方法に関する計画」は、過去神奈川県との契約の中で実施する手順についての計画について記載することによいか。	本市における調査事務の実施方法に関する計画を記載してください。ただし、記載にあたって過去の計画等を参照することは差支えありません。
2	業務実績及び事業計画書(第4号様式)の「6 調査事務の実施に当たり、神奈川県・県内他政令指定都市等との連携を図ることができる体制の内容」について、県内他政令指定都市から調査機関として指定を受けない場合における連携の具体的内容はどのようなものを想定しているか。	<p>調査権限の本市への移管により本市内にある施設の公表・調査は本市において行いますが、本年度は従前と大きく取扱いを変えない方針です。</p> <p>業務実績及び事業計画書の6には、この方針に従い、従前の調査水準の維持をどのような機関と連携してどのように行うのか具体的に記載を求めているものです。なお、連携先としては、神奈川県、他の政令指定都市又はこれらの指定を受けた調査機関も想定しています。</p> <p>記載にあたっては、神奈川県又は他の政令指定都市の指定を受けていることを求めるものではありません。</p>
3	添付書類のうち、平成31年度の事業の計画を記載した書類および収支予算書については、作成次第提出することによいか。	<p>現時点で31年度の事業の計画を記載した書類および収支予算書がない場合、作成次第市に提出してください。</p> <p>ただし、本公募への申請にあたっては、現在作成中であるため提出することができない旨記載したもの(押印不要)を添付してください。</p>
4	「基本情報項目」について、その一部について訪問調査時に文書による事実確認が必要となるのか。調査手法について、神奈川県との相違点はあるのか。	調査票の記載に対する確認を踏まえ、必要に応じて現地において目視等により確認を行うことを想定しています。

以上